

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>（区民税の徴収の方法等）</p> <p>第27条 区民税は、第32条、第35条の2第1項、第35条の5又は第36条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収）</p> <p>第35条の2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第27条 区民税は、第32条、第35条の2第1項若しくは第2項、第35条の5又は第36条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p>
<p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第28条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>（特別徴収義務者）</p> <p>第35条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。</p>	<p>第35条の2 〔略〕</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者について、<u>当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第32条第2項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p>3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第28条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第35条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額 <u>（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）</u>の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収</p>

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第35条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第35条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第35条の2第1項の規定の適用がある場合における同項並びに第35条の3及び前条の規定の適用にあつては、第35条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第35条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第2項の規定は、適用しない。

3 第35条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。

対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

〔同左〕

第35条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第35条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第35条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第35条の3及び前条の規定の適用にあつては、第35条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第35条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 第35条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。

この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第35条の3中「前条第1項」とあるのは「第35条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

付 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第9条〔略〕

2〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割」の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」

この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第35条の3中「前条第1項」とあるのは「第35条の5第1項」と、「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

付 則

〔同左〕

第9条〔略〕

2〔略〕

3〔同左〕

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割」の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条

とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第10条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

[略]

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割」の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ [略]

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 [略]

2～4 [略]

の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ [略]

4 [略]

[同左]

第10条 [略]

2 [略]

3 [同左]

[略]

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割」の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ [略]

[同左]

第12条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ 〔略〕

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定

5 〔同左〕

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ 〔略〕

〔同左〕

第13条 〔略〕

2 〔同左〕

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3

する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の合計額」とする。

・ [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

[略]

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに

条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の合計額」とする。

・ [略]

[同左]

第14条の2 [略]

2 [同左]

[略]

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

[略]

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

[略]

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額

・ [略]

[同左]

第14条の4 [略]

2 [同左]

[略]

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ [略]

3・4 [略]

5 [同左]

[略]

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額

<p>及び付則第 1 4 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額」と、<u>第 2 0 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第 1 4 条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第 2 0 条の 2、第 2 0 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 3 第 1 項及び付則第 3 条の 5 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 1 4 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 2 0 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 1 4 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び付則第 3 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 1 4 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第 2 0 条の 3 第 1 項中「第 1 5 条第 4 項」とあるのは「付則第 1 4 条の 4 第 4 項」とする。</u></p> <p>・ [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>及び付則第 1 4 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額」と、<u>第 2 0 条第 1 項前段、第 2 0 条の 2、第 2 0 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 3 第 1 項及び付則第 3 条の 5 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 1 4 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 2 0 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 1 4 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び付則第 3 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 1 4 条の 4 第 3 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第 2 0 条の 3 第 1 項中「第 1 5 条第 4 項」とあるのは「付則第 1 4 条の 4 第 4 項」とする。</u></p> <p>・ [略]</p> <p>6 [略]</p>
---	--

## 付 則

- 1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の墨田区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、平成 2 1 年度以後の年度分の区民税について適用し、平成 2 0 年度分までの区民税については、なお従前の例による。